

## 区と板橋区産業振興公社のあり方について【概要版】

公益財団法人板橋区産業振興公社（以下「公社」）は、昭和52（1977）年に設立された財団法人板橋区中小企業振興公社（以下「前公社」）を前身として、公益法人改革に伴う新公益制度への移行にあわせ、前公社が担っていた信用保証業務や勤労者福利共済（ハイライフ）事業に加え、区の実施事業の一部を公社に移管するかたちで平成24（2012）年に発足した。

発足当初から区内事業者を対象とした各種産業施策を展開し、区内産業の発展に大きく貢献してきた一方で、発足から8年が経ち、区と公社の役割が不明確になりつつある点や、公社の自主財源と位置付けてきた信用保証業務・求償権回収業務が縮小傾向にある点など、課題も浮き彫りになってきた。

そこで、公社の課題を整理し解決を図るとともに、区内産業振興における区との役割を明確化し、区と公社が両輪となってこれまで以上に区内事業者に寄り添い、社会経済情勢の変化に迅速に対応することのできる公社のあり方について検討したので報告する。

### 1 新たな公社のあり方に向けた具体的な方針（本編2ページ）

公社においては、社会・経済状況の変化に対して、公社ならではの強みや特徴を生かし、区内企業のあらゆるニーズに応えられる組織をめざしていく。

そのための具体的な方針を事業、予算、人材に分け、以下のとおり定める。

	方 針
(1) 事業	公社が担う事業を明確にする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済環境の変化に柔軟かつ迅速に対応すべき事業</li> <li>・ 単年度会計に縛られない事業</li> <li>・ 事業者との信頼関係が求められる継続的な個別支援事業</li> <li>・ より専門的な知識が必要な事業</li> <li>・ 勤労者福利共済事業、信用保証事業</li> <li>・ 新たな収益事業</li> </ul> 都に対する公益認定を変更する。
(2) 予算	求償権回収事業を簡素化し、経費を削減する。 公社に対する区補助金について、公社が柔軟に事業を執行できるようにする。 既存事業の経費を見直し、受講料や施設管理など新たな収益源を検討する。
(3) 人材	プロパー職員制度を整備する。（人事・給与面を整え、より長期的な雇用を実現） 公社への区派遣職員を一定数プロパー職員に切り替えていく。 区職員と公社職員間の人事交流により、職員の職務経験の蓄積を図る。

### (1) 事業（本編 3 ページ）

公社では発足以降、個別支援を中心に事業を展開してきたが、区との事業分担が曖昧な点が課題として残されてきた。

一方、今般のコロナ禍においては、テレワーク導入支援や営業活動促進事業助成金などの新規事業を矢継ぎ早に実施し、公社の強みを最大限発揮することができた。

これらを踏まえ、公社の強みや特徴を生かし、得意分野をさらに伸ばすことができる事業を公社が担うという視点で、区・公社間の事業を移管し、重複・類似事業は適宜廃止・統合することで、一層区と公社が両輪となって産業施策をブラッシュアップさせ推進できるよう、効果的な連携体制を再構築する。

また、移管後の新規事業について、事業分担仕分けが継続して適切に行われるように仕組みを整える。さらに、移管、廃止・統合に伴い、都への公益認定の変更申請を行う。

### (2) 予算（本編 4 ページ）

公社に対する区補助金については、これまで年度途中で予算を流用できず、新たな事業を実施する際や、既存事業の予算を増額させる際は、補正予算を必要としていたため、機動性に欠けていた。そこで今後、区補助金については公社が柔軟に事業を執行できるよう、仕組みの変更を関係課と協議していく。

また、信用保証債権残高の減少に伴い、求償権回収事業の収益が徐々に縮小していくことから、当該事業にかかる経費を大幅に削減する。さらに、既存事業の経費を見直すとともに、受講料や施設管理などの新たな収益源を検討していく。

### (3) 人材（本編 4 ページ）

公社職員が、個々の事業者や商工団体等と良好なコミュニケーションを形成し、長期に渡り信頼関係に基づき企業活動を支援するには、人材の継続性が不可欠である。

現状、公社で事業を実施する職員の大半が区からの派遣職員であり、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の制約により5年以内に異動しなければならない。そこで、今後公社にてプロパー職員制度を整備し、長期的に人材を育成、「継続的な個別支援」や「専門性」をより発揮できる組織にしていく。

また、プロパー職員制度のみならず、経験を有する専門家を雇用するなど、多様な雇用形態により、職員の「専門性」や「経験値」を高めていく。

さらに、区職員と公社職員間で情報共有や人事交流を積極的に行うことにより、積み上げた知識や経験をお互いに還元し、より質の高い産業振興を可能にしていく。

## 2 板橋区の産業振興の方向性とあり方検討（本編 7 ページ）

### (1) いたばし No. 1 実現プラン 2025 との関係（本編 7 ページ）

令和 3（2021）年 3 月に改訂された、いたばし No. 1 実現プラン 2025 において、公社は「第 2 章 重点戦略 3 重点戦略の具体的な取組（1）新型コロナウイルス感染症対策 ②令和 3（2021）年度における取組」において「助成金制度を創設し、中小企業支援を継続実施」として引き続き、産業・就労支援に取り組んでいく重要な役割を担っており、コロナ禍において区と共に中小企業支援を機動的に行っていくことが期待されている。

### (2) 産業振興事業計画との関係（本編 8 ページ）

事業計画 2025 では、今後 4 年間で産業振興がめざすべき方向と事業計画 2025 で磨きをかけていく 4 つの展開として、「1 区内産業を支える人材の育成支援」「2 板橋ブランドの構築と強化」「3 地域の魅力再生とにぎわい創出」「4 まちづくりと連動した産業の維持発展」を掲げており、「1 区内産業を支える人材の育成支援」の中に、区と公社のあり方の検討を位置づけている。

また、4 つの展開を中心に施策を実施していくためには、公社は板橋区産業振興構想 2025（以下「構想 2025」）の工業分野での役割だけに限定することなく、商業や農業といった分野も含め、強みをさらに伸ばしながら、幅広い役割を担い、区と公社が両輪として産業施策を推進していく必要がある。

コロナ禍による予測困難な時代において、新分野への進出やDX化など、さらなる柔軟な対応が求められる中、公社が持つ「迅速性」や「専門性」を最大限に発揮していくために、実効性のある改善に向け、区と公社のそれぞれの特徴や区と公社に求められる役割、公社の現在までの成果と課題を明らかにするとともに、他自治体や他公社の状況も分析し、あるべき姿に向け具体的な検討を行ってきた。

### (3) 公社のあり方の位置づけと公社のミッション（本編 10 ページ）

より詳細な公社のミッションについては、板橋区産業振興公社 経営計画 2022（以下「経営計画 2022」）とそれに続く板橋区産業振興公社 経営計画 2025（以下「経営計画 2025」）によって示される。

経営計画 2022・経営計画 2025 は、事業計画 2025 と共に、構想 2025 の将来像である、「未来を輝かせる産業文化都市・いたばし」の実現に向けた具体的なアクションプランとして、公社のミッションを示し、具体的な産業振興施策につなげるものである。

その、経営計画 2022・経営計画 2025 を実施する土台として、あり方の検討を位置づけている。

### 3 新たな公社のあり方実現の人員体制・スケジュール・効果（本編 30 ページ）

#### (1) 令和5年度の組織と人員体制について（本編 30 ページ）

令和5年度の公社組織と人員体制については、事業の移管により区派遣職員は2人減となり、区派遣職員とプロパー職員が同数となる想定である。また、令和5年度以降の人員体制については、必要とされる専門性を持つプロパー職員を積極的かつ柔軟に採用していく方向であり、経営計画2025の策定と併せてより専門性の高い組織づくりをめざす。そのために、採用に向けた人事・給与等の制度の改正を令和4年度中に実施する。

#### (2) 令和5年度へ向けたスケジュール（本編 30 ページ）

区と公社の新たなあり方による令和5年度からのリスタートに向けて、公益認定・事業移管・予算・人員の4要素について、下表のスケジュールで推進していく。

	公益認定	事業移管	予算	人員
令和3年 11月	あり方検討報告書について、公社理事会（以下「理事会」）で承認を受け、公益認定計画の変更について意思決定し、事業移管の対象事業が確定する			
12月～ 令和4年 3月	事業体系について、担当レベルで東京都との協議を進める。	移管対象事業について、事業引継ぎ準備	関係各課と協議開始	関係各課と協議開始
4月～ 6月	令和5年度の事業体系について、理事会で承認を受け、公社評議員会（以下「評議員会」）で議決	個別事業ごとの事業移管WG立上げ WGによって移管事業に係る新事業にかかる査定（サマカン）案・新体制予算フレーム作成		
7月～ 9月	本申請に向け、東京都との協議を進める	新体制予算案作成		
10月～ 11月	令和5年度の事業計画・収支予算案について、理事会で承認を受け、評議員会で議決	予算（補助金額）査定		新体制の人員についての査定
12月	東京都へ公益認定変更申請			
令和5年 1月～ 3月	理事会で認定変更の認定について報告	令和5年度事業運用に向けて引継ぎ、要綱・要領など作成、契約事務などを実施		プロパー職員に係る人事・給与制度の改正
4月	新しい体制にて事業実施			

#### (3) あり方の実現による効果（本編 32 ページ）

あり方の検討によって、公社の持つ強みや特徴を生かし、個別支援力・周知力、柔軟性・迅速性、支援の専門性を高め、一層有効な産業支援が可能になる。これにより、従来から力を入れていた工業・製造業の分野において、これまで以上の支援が実施できる。

さらに、支援の分担を整理することにより、企業支援の段階に応じた役割が明確化し、区と公社が連携することによる切れ目のない支援が期待できる。

特に商業分野においては、区が持つ商業支援のネットワークやノウハウを公社の個店支援にも活用しつつ、公社が支援した個店を核に商店街の活性化を促す、といった相互作用によってより一層効果的な支援が行える体制をめざす。